

公募型プロポーザル方式特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、公募型プロポーザル方式に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、次の業務に適用する。

委託業務名 産業団地におけるニーズ・適地調査業務委託

委託箇所 埼玉県内

(技術提案書の内容の履行及び費用負担)

第3条 受注者は、提出した技術提案書の内容を履行しなければならない。ただし、契約後、発注者が受注者にその履行について指示するものは、この限りではない。

2 前項に基づく履行及びその品質の確認等に係る資料作成費用は、受注者の負担とする。

(配置する技術者)

第4条 受注者は、本業務に従事するもの（以下、「業務従事者」という。）として技術提案書に記載した者を、契約後、当該業務の業務従事者として配置しなければならない。

2 前項に基づき配置した業務従事者の途中交代は原則認めない。ただし、業務従事者の病気、けが、退職、死亡など予測不能なやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合については、この限りではない。

一 受注者の責によらない理由による業務中止又は業務内容の大幅な変更が発生し、履行期間が延長された場合

二 その他発注者が認めた場合

3 受注者は、前項ただし書きに基づき業務従事者を交代しようとする場合は、やむを得ない事情を証明する資料を発注者に提出し、承諾を得るものとする。

4 交代後の業務従事者は原則として、交代前の業務従事者と同等以上の技術能力（技術提案書の審査で評価した者と同等以上）を有する者とし、証明する資料を発注者に提出し、承諾を得るものとする。

(履行内容の確認)

第5条 受注者は、技術提案書に基づき様式1「履行確認シート」を作成し、業務計画書に添付しなければならない。

2 受注者は、技術提案書の内容を履行したときは、履行が確認できる資料を添付の上、速やかに、その旨を発注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して7日以内（休日を含まない。）に受注者の立会いの上、技術提案書の内容の履行を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

4 履行の確認に要する費用は、受注者の負担とする。

(技術提案書の内容の不履行)

第6条 発注者は、様式2「技術提案書の履行について」の通知を受理した際に技術提案書の内容を受注者の責めにより満たすことができないと判断した場合は、その該当する評価項目を不履行とみなす。

なお、受注者は、このことにより、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づき入札参加停止を受けることがある。

2 発注者は、技術提案書の内容の履行に際して、第3条第1項ただし書きに該当する事項については、前項の定めを適用しない。

3 発注者は、業務従事者の変更に際して、第4条第2項ただし書きに該当する場合は不履行と見なさないものとする。

(技術提案書の虚偽記載)

第7条 発注者は、契約締結後に、技術提案書に虚偽の記載があると判明した場合は、虚偽記載とみなし、その結果を受注者に通知しなければならない。なお、第4条第3項に係る資料に虚偽の記載があった場合も同様とする。

なお、受注者は、このことにより、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づき入札参加停止を受けることがある。

(不服の申出)

第8条 受注者は、発注者から第6条または第7条の措置についての通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して7日以内(休日を含まない。)に、発注者に不服を申し出ることができる。

ただし、埼玉県の契約に係わる入札参加停止等の措置要綱に基づく場合を除く。